

鑑識代行員制度の実施について（例規通達）

巧妙化、スピード化の傾向にある犯罪と悪質な交通事故に対処していくには、迅速にしてしかも徹底した現場鑑識活動がのぞまれるが、警察署の限られた鑑識係員だけでは、活動力に限度があるので、このたび次のとおりの「鑑識代行員制度運営要領」を定め、鑑識係不在、臨検犯罪の同時多発、重要凶悪事件および悪質な交通事故の場合には、あらかじめ指定した鑑識代行員に鑑識系の業務を補助させ、あるいは鑑識係にかわって鑑識業務を遂行させる体制を確立することにしたから、各警察署にあっては、次の要領に基づき適格者を選定し、効果的な運用によって現場鑑識の徹底を図られたい。

記

鑑識代行員制度運営要領

（目的）

第1 この制度は、警察署における現場鑑識活動体制の充実強化を図るため、あらかじめ鑑識代行員（以下「代行員」という。）を任命し、迅速に鑑識業務にあたらせるとともに、警察官の鑑識能力の向上を図ることを目的とする。

（代行員の任務）

第2 代行員は、次の場合に鑑識業務を行うものとするが、その業務内容は主として現場鑑識活動とする。

- (1) 重要事件または重要事故が発生し、鑑識活動が広域にわたる場合
- (2) 事件または事故が多発し、現場に鑑識係員が臨場できない場合
- (3) 鑑識係員が疾病、出張、休暇等の理由により不在の場合
- (4) その他、署長が、鑑識業務の補助を必要と認める場合

（代行員の定数）

第3 代行員の定数は、警察署長（以下「署長」という。）が管轄区域内の犯罪（交通事件を含む。）の発生状況、専務員の配置数などを考慮して定めるものとする。

（代行員の任命基準）

第4 代行員は、鑑識技能検定に合格している巡査部長又は巡査のうち、緊急の呼び出しに応ぜられ、しかも次のいずれかの条件を備えた者のなかから署長が選定し、任命するものとする。

- (1) 鑑識業務の経験を有する者
- (2) 鑑識専科教養、その他これに類する講習を受けたことのある者
- (3) 将来、鑑識専務員としての適格性を有すると認められる者

（代行員の出動及び指揮）

第5 代行員の出動については、そのつど署長が指示するものとし、現場活動については、当該事件の主管課（係）長が指揮するものとする。

（代行員に対する教養）

第6 代行員に対しては、次により教養を行なうものとする。

- (1) 警察署における教養

署長は、代行員の鑑識意欲の向上と知識技能の習得に意を用いるとともに、現場に臨んでは、具体的な事項をとらえて現場教養の徹底を図ること。

(2) 本部における教養

鑑識課長は、必要があると認めるときは、代行員の特別教養または専科教養を行なうこと。

(代行員の任命等の手続)

第7 署長は、代行員を任命したとき、または解任したときは、そのつど鑑識代行員名簿(別記様式)により、その旨報告すること。

(実施)

第8 この制度は、昭和43年7月1日から実施する。

※ 別記様式は省略